

相手国政府・相手国関係機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
トンガ	トンガ王国政府に対する贈与に関する日本国政府とトンガ王国政府との間の交換公文	経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金の贈与	250,000千円 -----	H24.3.8 スクアロ フアで (同日)	日本側 高瀬康夫在トンガ大使 トンガ側 トウイバカノ首 相兼外務移民大臣兼防衛 大臣兼情報通信大臣	H24.3.28 102号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。